北海道精神保健福祉審議会条例

昭和40年10月26日条例第36号

（設置）
第１条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第９条第１項に規定する審議会その他の合議制の機関として、北海道精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）
第２条　審議会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　精神障害者の医療に関する事業に従事する者
（３）　精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
３　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第３条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第４条　審議会の会議は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第５条　審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

（規則への委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の際現に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧法」という。）第９条第１項の規定により置かれている北海道精神保健福祉審議会は、この条例による改正後の北海道精神保健福祉審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第１条の規定により置かれた北海道精神保健福祉審議会とみなす。
３　この条例の施行の際現に旧法第10条第３項の規定により北海道精神保健福祉審議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第２条第２項の規定により北海道精神保健福祉審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧法第10条第３項の規定により任命された日から起算する。